

# 12月20日 始まりす 地方税電子申告

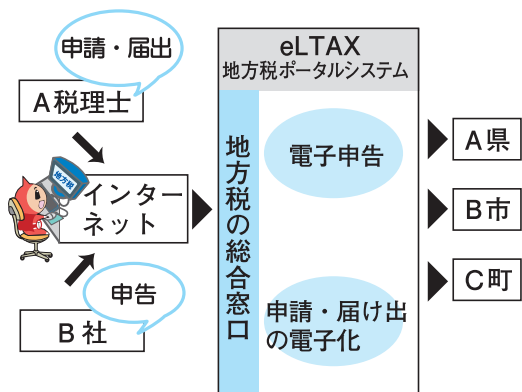
地方税電子申告「エルタックス(eLTAX)」は、全国の自治体が共同で運営する地方税ポータルシステムです。地方税に関する書類をインターネットを通じて自治体に提出することができます。市は、12月20日からこのシステムを開始します。

簡単・便利になります

これまで、郵送で提出していた書類を、自宅や事務所などのパソコンからインターネットを利用して提出できるようになります。複数の自治体へ一括送信できるので、これまでのように自治体ごとに書類を作成する必要がなくなります。

サービス開始内容

eLTAXで提出できる書類は左記のとおりです。



税目	電子申告	電子申請・届出
個人住民税 (市・県民税)	①給与支払報告書 ②特別徴収に係る給与所得者異動届出書 ③特別徴収追加依頼書 ④退職所得に係る納入申告／特別徴収票／納入内訳書 ⑤公的年金等支払報告書	①特別徴収義務者の所在地・名称・電話等変更届出書
法人市民税	①予定申告 ②中間申告 ③確定申告 ④修正申告	①法人設立・設置届出書 ②異動届
固定資産税 (償却資産)	①償却資産申告書 ②種類別明細書(増加資産・全資産用) ③種類別明細書(減少資産用)	



- 問い合わせ**
- 個人住民税について  
市民税課市民税第一担当  
☎(55)2734
  - 法人市民税について  
市民税課市民税第二担当  
☎(55)2735
  - 固定資産税(償却資産)について  
資産税課償却資産担当  
☎(55)2745

eLTAXに関する詳しい手続については、(社)地方税電子化協議会ウェブサイトをごらんください。  
<http://www.eltax.jp>

## News

### 個人住民税は、所得税と同じく事業主の皆さんによる徴収が必要です



- 給与支払報告書の提出(1月31日まで)
- 市区町村から事業所への特別徴収税額の通知  
5月31日までに、市区町村から事業所へ特別徴収税額通知書(事業所用・従業員用)、納入書などを送付します。
- 事業所から従業員への特別徴収税額の通知
- 個人住民税の天引き(6月から翌年5月給与支払い時)
- 個人住民税の納入(翌月10日まで)

問い合わせ 市民税課市民税第一担当 ☎55-2734

静岡県と県内市町は、平成24年度に、所得税の源泉徴収を行うすべての事業主の皆さんに個人住民税の特別徴収を実施していただくための準備を進めています。

特別徴収…所得税の源泉徴収義務者である事業主の皆さんが、従業員に支払う給与から毎月個人住民税を差し引き、従業員にかわって各市区町村に納める方法です。天引きした個人住民税を月ごと取りまとめて納入していただきます。税額通知書には、①年税額②年税額を12分割した、各月に天引きしていただく金額が記載されていますので、事業主の皆さんが新たに税額を計算する必要はありません。